

内閣府、総務省、法務省、
○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、令第 号
経済産業省、国土交通省、環境省
民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十
九号）及び関係法令の規定に基づき、認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令を次のように
定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

法務大臣 上川 陽子

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上浩太郎

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令

内閣府、総務省、法務省、
認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年文部科学省、厚生労働省、農林水産省、令第一号）の一
部を次のように改正する。
経済産業省、国土交通省、環境省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一章～第七章 略〕</p> <p>第八章 情報通信の技術の利用（第九十六条の二―第九十六条の十）</p> <p>（一）</p> <p>第九章 雑則（第九十七条―第一百六条）</p> <p>附則</p> <p>（事業方法書等の審査基準）</p> <p>第十二条 改正法附則第二条第七項第六号ハに規定する主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。</p> <p>〔一～八 略〕</p> <p>九 保険契約者に対して、第二十三条第一項第一号から第五号までに定める書面を交付（当該書面に記載すべき事項の同条第二項に規定する電磁的方法による提供を含む。）した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名若しくは押印を得る措置又はこれに準ずる措置が明確に定められていること。</p> <p>十 〔略〕</p> <p>（業務運営に関する措置）</p> <p>第二十三条 〔略〕</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章～第七章 同上〕</p> <p>第八章 雑則（第九十七条―第一百六条）</p> <p>附則</p> <p>（事業方法書等の審査基準）</p> <p>第十二条 〔同上〕</p> <p>〔一～八 同上〕</p> <p>九 保険契約者に対して、第二十三条第一号から第五号までに定める書面を交付した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名又は押印を得る措置が明確に定められていること。</p> <p>十 〔同上〕</p> <p>（業務運営に関する措置）</p> <p>第二十三条 〔同上〕</p>

2||

所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者は、前項第一号から第五号までの規定による書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該保険契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者は、当該書面を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者の使用に係る電子計算機と保険契約者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて保険契約者の閲覧に供し、当該保険契約者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法

「項を加える。」

により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（第八章及び第九十九条第一項第二号において「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3|| 前項各号に掲げる方法は、保険契約者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならぬ。

「項を加える。」

4|| 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者の使用に係る電子計算機と、保険契約者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

「項を加える。」

5|| 所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者は、第二項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該保険契約者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

「項を加える。」

一 第二項各号に掲げる方法のうち所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6|| 前項の規定による承諾を得た所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保険契約者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保険契約者が再び同項の規定による承諾をした場

「項を加える。」

合は、この限りでない。

第八章 情報通信の技術の利用

(定義)

第九十六条の二 この章において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号。以下この章において「電子文書法」という。）において使用する用語の例による。

(電子文書法第三条第一項の主務省令で定める保存)

第九十六条の三 電子文書法第三条第一項の主務省令で定める保存は、次に掲げる保存とする。

- 一 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第三百六条の二第一項の規定による同項の書類の保存
- 二 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第三百六条の二第一項の規定による同項の書類の保存
- 三 第三十一条第一項の規定による説明書類の保存

(電磁的記録による保存)

第九十六条の四 民間事業者等が、電子文書法第三条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる保存に代えて当該保存すべき書面に係る

「章を加える。」

電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、前項の規定に基づき、前条各号に掲げる保存に代えて当該保存すべき書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じて、電磁的記録に記録されている事項について、電子計算機の映像面への表示及び書面への出力ができるようにするための措置を講じなければならない。

3 前条各号に掲げる規定に基づき、同一内容の書面を二以上の事務所等（書面又は電磁的記録の保存が義務付けられている場所をいう。以下この項において同じ。）に保存をしなければならないとされている民間事業者等が、第一項の規定に基づき、当該二以上の事務所等のうち、一の事務所等に当該保存すべき書面に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項について、他の事務所等に備え付けた電子計算機の映像面への表示及び書面への出力ができるようにするための措置を講じた場合は、当該他の事務所等に当該保存すべき書面の保存が行われたものとみなす

。(電子文書法第四条第一項の主務省令で定める作成)

第九十六条の五 電子文書法第四条第一項の主務省令で定める作成は、第三十一条第一項に規定する説明書類の作成とする。

(電磁的記録による作成)

第九十六条の六 民間事業者等が、電子文書法第四条第一項の規定に基づき、前条の作成に代えて当該作成すべき書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(電子文書法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等)

第九十六条の七 電子文書法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、次に掲げる縦覧等とする。

一 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第九十六条の二第二項の規定による同条第一項の書類の縦覧等

二 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第一百一十一条第一項の規定による説明書類の縦覧等

三 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第九十六条の二第二項の規定による同条第一項の書類の縦覧等

-
- 四 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百六十六条第三項第一号の規定による同条第二項の書面の縦覧等
 - 五 第三十一条第一項の規定による説明書類の縦覧等

(電磁的記録による縦覧等)

第九十六条の八 民間事業者等が、電子文書法第五条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる縦覧等に代えて当該縦覧等をすべき書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書面により行わなければならない。

(電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等)

第九十六条の九 電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、次に掲げる交付等とする。

- 一 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十六条の二第二項の規定による同条第一項の書類の謄本又は抄本の交付等
 - 二 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十六条の二第二項の規定による同条第一項の書類の謄本又は抄本の交付等
 - 三 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百六十六条第三項第二号の規定による同条第二項の書面の謄本又は
-

抄本の交付等

四 第三十一条第一項の規定による説明書類の交付等

(電磁的記録による交付等)

第九十六条の十 民間事業者等が、電子文書法第六条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる交付等に代えて当該交付等をすべき書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該交付等に係る事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(電子文書法第六条第一項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

(電磁的方法による承諾)

第九十六条の十一 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令(平成十七年政令第八号)第二条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号に掲げる方法のうち民間事業者等が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

第九章 [略]

(保険契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法)

第九十九条 改正法附則第四条の二において読み替えて準用する法第三百九条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 [略]
- 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき

第八章 [同上]

(保険契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法)

第九十九条 [同上]

- 一 [同上]
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法

事項を記録したものを交付する方法

〔2〕4 略〔

により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

〔2〕4 同上〔

表 面

第 号

身 分 証 明 書

下記の者は、保険業法等の一部を改正する法律附則第4条第1項において読み替えて準用する保険業法第272条の23（保険業法等の一部を改正する法律附則第4条第17項において読み替えて準用する保険業法第179条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査をする職員であることを証明する。



所 属 _____

官 職 _____

氏 名 _____

年 月 日生
年 月 日交付

所 属 長 _____

裏 面

[表略]

(備考) [略]

欄外 表の [] の記載は必須である。

表 面

第 号

身 分 証 明 書

下記の者は、保険業法等の一部を改正する法律附則第4条第1項において読み替えて準用する保険業法第272条の23（保険業法等の一部を改正する法律附則第4条第17項において読み替えて準用する保険業法第179条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査をする職員であることを証明する。



所 属 _____

官 職 _____

氏 名 _____

年 月 日生
年 月 日交付



裏 面

[同左]

(備考) [同左]

附 則

この命令は、公布の日から施行する。